

令和7年6月5日会議概要

第1 日時

令和7年6月5日（木）午前9時20分から午前10時50分までの間

第2 出席者

在田委員長、池坊委員、森委員、森田委員、増田委員

警察本部長、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、サイバー対策本部長、京都市警察部長、情報通信部長等

《書記 公安委員会補佐室長、公安委員会補佐室室長補佐》

第3 議事の概要

1 議題

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正について

生活安全部長から、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正について報告があった。

悪質なホストクラブが社会問題化したことを背景として法律の一部改正が行われたもので、改正の概要は、接待飲食営業に係る遵守事項等の追加、いわゆるスカウトバックに係る禁止規定の整備、無許可営業等に対する罰則の強化、風俗営業の許可に係る不許可事由の追加である旨、説明があった。

悪質ホストクラブは、匿名・流動型犯罪グループのビジネスモデルになっている実態があるので、ホストクラブの実態把握を進め、風俗環境の健全化、匿名・流動型犯罪グループ対策もしっかりと進めていく旨、説明があった。

委員から、「ホストクラブだけではなく、法律的には、これまでのクラブやキャバレーにも対象になるもので、行為者が女性の場合も対象となる。」「施行後、取締りを強化しなくてはいけない。」旨、発言があり、警察本部長から、「抑止効果も期待するところではあるが、なお悪質な営業が行われるものは厳しく取り締まっていく。」旨、回答があった。

(2) 災害警備訓練の実施について

警備部長から、本年6月11日、亀岡市において、災害警備訓練を実施する旨、報告があった。

近年、線状降水帯の発生等で非常に激しい集中豪雨が発生し甚大な被害をもたらしているところである。災害が発生した場合、倒木によって、災害現場への進出、被害者の救出・救助、行方不明者の捜索に影響を及ぼすことが想定されることから、出水期を迎えるに当たり、専門家の指導教養のもと、装備資機材の習熟訓練を行い、災害現場における対処能力の向上を図る旨、説明があった。

委員から、「重要な訓練だと思うが、定期的に行っているのか。」旨、質問があり、警備部長から、「これまでは、署単位でそれぞれ訓練をしており、管区機動隊約150人が一斉に集まり訓練を行うのは、初めてである。」旨、回答があり、委員から、「今後も訓練を続けていただきたい。」旨の発言があった。

2 追加報告

(1) 出資法違反及び金商法違反被疑者の検挙について

生活安全部長から、高配当をうたって違法に全国の約1万5千人から約66億円を集めたとして、投資関連会社の社長ら5人を出資法違反及び金融商品取引法違反被疑事件の被疑者として検挙した旨、報告があった。

委員から、「難しい事件を検挙していただいた。実態解明をよろしく願う。」旨、発言があった。

(2) その他

委員から、「6月から、児童相談所の一時保護の司法審査の制度が始まった。一時保護状の取得については、証拠収集方法や令状請求のノウハウは警察に十分あると思うので、児童相談所と連携して、効果的にその制度が定着するようお願いする。」旨、発言があり、生活安全部長から、「既に、通告書は、府内全ての児童相談所に速やかに届けられるようオンライン化されている。時間的な制約等は情報共有できているので児童相談所が児童をしっかりと保護できるように進めていく。」旨、回答があった。

委員から、「書類作成だけで、1件あたり十数時間かかると聞いている。児童相談所の職員は慣れない仕事であり、児童相談所に派遣されている警察官が中心となってアドバイスしていただければと思う。」旨、発言があった。

3 警察本部長総括

警察本部長から、「6月2日、全国警察本部長会議に出席した。長官訓示では、大きな指示項目が4点あり、大きな1つ目の「現下の治安課題に対する適切な対応」では、「匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な対策の推進」「サイバー空間における対処能力の強化」「人身安全関連事案その他重要凶悪事件への対処」について指示があった。その他に、「第27回参議院議員通常選挙の違反取締り及び警護の万全について」「警察の組織運営に関する戦略的な取組の推進」「本部長による的確な業務管理と自己規律の保持」について、それぞれ指示があった。これらの課題を中心に、京都府下の現在の状況を踏まえた上で、着実に業務を推進したいと考えている。」旨、報告があった。

委員から、「多岐にわたる課題があり大変だと思うが、よろしく願う。」旨、発言があった。

4 聴聞等

運転免許関係行政処分について

交通部聴聞官から、道路交通法の規定に基づく運転免許の行政処分に係る聴聞、意見聴取の結果について説明があり、9件の行政処分を審議した。

5 個別決裁

(1) 特定抗争指定暴力団等（六代目山口組・絆會）の指定期限の延長について

捜査第四課暴力団指定・規制担当補佐から、指定暴力団六代目山口組及び指定暴力団絆會を特定抗争指定暴力団等として指定期限を延長する必要性について説明があり、審議の上、延長を決定した。

(2) 駐車許可等の運用の見直しについて

交通規制課交通規制官から、業務の性質上、短時間駐車が不可避な業務用車両に係る駐車需要が高まる中、周辺の交通の安全と円滑への影響を最小限としつつ、駐車許可等の申請手続等の合理化及び簡素化を図るため、駐車禁止等の対象から除く車両の

対象の拡大、駐車許可に係る申請手続の見直しその他所要の改正を行う旨、説明があり、審議の上、京都府道路交通規則等の一部改正を決定した。

(3) 広島県警察に対する京都府警察職員の特別派遣について

警備第二課長から、警察法第60条第1項に基づく広島県公安委員会からの援助要求に対して、京都府警察職員を特別派遣する旨の説明があり、審議の上、特別派遣することを決定した。

(4) 公安委員会宛て苦情について（受理1件）

公安委員会補佐室室長補佐から、公安委員会宛ての苦情申出に関して、受理1件の報告があり、処理方針を決定した。

6 個別報告

当面の行事予定等について

公安委員会補佐室長から、次回の公安委員会定例会議及び出席予定行事等について報告があった。